

■議案第65号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

今回の条例改正は、四万十町大正307番地2に所在する昭和38年建築の田野々小学校教職員住宅1について、平成23年4月以降入居者がなく、また今後も入居予定者が見込めないため、教職員住宅から除外する。

また、四万十町昭和542番地2に所在する昭和42年建築の昭和教員住宅1についても、平成17年4月以降入居者がなく、今後も入居予定者が見込めないため、併せて教職員住宅から除外する。

その他、別表の定めに興津教員住宅の構造種別に2階建てを追加し、また、1件の住宅と複数件の住宅が混在していたものを1件ごとに統一するとともに名称についても（ ）を用いないように統一する。

○条例から除外する教職員住宅

① 田野々小教員住宅1

所在地	四万十町大正307番地2
構造	木造平屋建て
床面積	37㎡
建築年度	昭和38年

② 昭和教員住宅1

所在地	四万十町昭和542番地2
構造	木造2階建て
床面積	60㎡
建築年度	昭和42年

【改正の内容】

四万十町教職員住宅条例の適用施設から「田野々小教員住宅1」を除く。

四万十町教職員住宅条例の適用施設から「昭和教員住宅1」を除く。

別表の興津教職員住宅の構造種別に「二階建て」を追加する。

別表の表現を1件ごとに統一するとともに名称についても統一する。